

平成 30 年（2018 年）3 月 14 日  
区 民 委 員 会 資 料  
区民サービス管理部介護保険担当

（第 4 4 号議案）

## 中野区介護保険条例の一部改正について

### 1 改正理由

- （1）平成 30 年度から平成 32 年度までの第 7 期介護保険事業計画期間において介護給付費の増加が見込まれることから、保険料の基準額や段階区分、料率を改正する必要がある。
- （2）介護保険法施行令（平成 10 年 12 月 24 日、政令第 412 号）の改正に伴い、合計所得金額に関する規定を整備する必要がある。
- （3）刑事施設に収容されている者に対する延滞金等の減免に関する取扱いを明文化する必要がある。

### 2 改正内容

- （1）介護保険料の保険料額等を次のように改める。
  - ①介護保険料の保険料額等が適用される期間を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。
  - ②保険料基準額「67,973 円」を「68,709 円」に改める。
  - ③第 1 段階の保険料率「100 分の 50」を「100 分の 45」に、保険料額「33,900 円」を「30,900 円」に改める。また、第 1 段階の保険料率は 100 分の 50 を超えない範囲内において、並びに保険料額は 33,900 円を超えない範囲内において規則で定める旨の条項を削る。
  - ④第 2 段階の保険料額「40,700 円」を「41,200 円」に改める。
  - ⑤第 3 段階の保険料額「47,500 円」を「48,000 円」に改める。
  - ⑥第 4 段階の保険料額「57,700 円」を「58,400 円」に改める。
  - ⑦第 5 段階の保険料額「67,900 円」を「68,700 円」に改める。

- ⑧第6段階の保険料額「74,700円」を「75,500円」に改める。
  - ⑨第7段階の保険料額「81,500円」を「82,400円」に改める。
  - ⑩第8段階の保険料額「91,700円」を「92,700円」に改める。
  - ⑪第9段階の保険料額「101,900円」を「103,000円」に改める。
  - ⑫第10段階の保険料額「115,500円」を「116,800円」に改める。
  - ⑬第11段階の保険料額「135,900円」を「137,400円」に改める。
  - ⑭第12段階の保険料額「156,300円」を「158,000円」に改める。
  - ⑮第13段階の保険料額「176,700円」を「178,600円」に改める。
  - ⑯第14段階の保険料額「203,900円」を「206,100円」に改める。
  - ⑰第15段階の区分を本人所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の者と改め、保険料額「237,900円」を「240,400円」に改める。
  - ⑱本人所得金額が2,500万円以上3,000万円未満の者の区分を第16段階とし、料率を「100分の360」、保険料額を「247,300円」とする。
  - ⑲本人所得金額が3,000万円以上の者の区分を第17段階とし、料率を「100分の380」、保険料額を「261,000円」とする。
- (2) 保険料額の算定の基礎に用いる合計所得金額は、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除して得た額とする。
- (3) 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合等において、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納付義務者の申請により、延滞金等を減免することができることとする。

3 資料

条例新旧対照表 別紙 1

4 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

中野区介護保険条例（平成12年中野区条例第29号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 保険料 （保険料率等）</p> <p>第15条 <u>平成30年度から平成32年度までの保険料の基準額は、68,709円とする。</u></p> <p>2 前項に規定する各年度における保険料率及び保険料額は、別表のとおりとする。</p> <p>第16条～第17条（略） （普通徴収の特例）</p> <p>第18条 保険料額の算定の基礎に用いる地方税法（昭和25年法律第26号）の規定による特別区民税（市町村民税を含む。以下「区民税等」という。）の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号の合計所得金額（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。</u>以下「合計所得金額」という。）が確定しないため当該年度分の保険料額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号被保険者に</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 保険料 （保険料率等）</p> <p>第15条 <u>平成27年度から平成29年度までの保険料の基準額は、67,973円とする。</u></p> <p>2 前項に規定する各年度における保険料率及び保険料額は、別表のとおりとする。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までに於ける、別表1の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の50を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は33,900円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</u></p> <p>第16条～第17条（略） （普通徴収の特例）</p> <p>第18条 保険料額の算定の基礎に用いる地方税法（昭和25年法律第26号）の規定による特別区民税（市町村民税を含む。以下「区民税等」という。）の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が確定しないため当該年度分の保険料額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号被保険者について、その属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「全世帯員」という。）の前年度区民税等の課税非課税の別又は前年度の合計所得金額をもって算定した額を当該年度の納期の数で除して得た額（区長が必要と認めるときは、当該額の範囲内において区長が定める額）を、それぞれの納期に係</p>

ついて、その属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「全世帯員」という。）の前年度区民税等の課税非課税の別又は前年度の合計所得金額をもって算定した額を当該年度の納期の数で除して得た額（区長が必要と認めるときは、当該額の範囲内において区長が定める額）を、それぞれの納期に係る保険料額として普通徴収する。

2 (略)

第19条～第21条 (略)

(延滞金の減免)

第22条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納付義務者の申請により、前条に規定する延滞金を減免することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、特別な事情があること。

2 (略)

第23条～第25条 (略)

第7章の2～第9章 (略)

附 則 (略)

別表（第15条関係）

	第1号被保険者	保険料率	保険料額
1	令第39条第1項第1号に掲げる者	<u>100分の45</u>	<u>30,900円</u>
2	令第39条第1項第2号に掲げる者	100分の60	<u>41,200円</u>

る保険料額として普通徴収する。

2 (略)

第19条～第21条 (略)

(延滞金の減免)

第22条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納付義務者の申請により、前条に規定する延滞金を減免することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

第23条～第25条 (略)

第7章の2～第9章 (略)

附 則 (略)

別表（第15条関係）

	第1号被保険者	保険料率	保険料額
1	令第39条第1項第1号に掲げる者	<u>100分の50</u>	<u>33,900円</u>
2	令第39条第1項第2号に掲げる者	100分の60	<u>40,700円</u>

3	令第39条第1項第3号に掲げる者	100分の70	<u>48,000円</u>
4	令第39条第1項第4号に掲げる者	100分の85	<u>58,400円</u>
5	令第39条第1項第5号に掲げる者	100分の100	<u>68,700円</u>
6	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が1,250,000円未満である者であり、かつ、1の項から5の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、7の項(2)、8の項(2)、9の項(2)、10の項(2)、11の項(2)、12の項(2)、13の項(2)、 <u>14の項(2)</u> 、 <u>15の項(2)</u> 又は <u>16の項(2)</u> に該当する者を除く。）	100分の110	<u>75,500円</u>
7	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が1,500,000円未満である者であり、かつ、1の項から6の項までのいずれにも該当しないもの	100分の120	<u>82,400円</u>

3	令第39条第1項第3号に掲げる者	100分の70	<u>47,500円</u>
4	令第39条第1項第4号に掲げる者	100分の85	<u>57,700円</u>
5	令第39条第1項第5号に掲げる者	100分の100	<u>67,900円</u>
6	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が1,250,000円未満である者であり、かつ、1の項から5の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、7の項(2)、8の項(2)、9の項(2)、10の項(2)、11の項(2)、12の項(2)、13の項(2)又は <u>14の項(2)</u> に該当する者を除く。）	100分の110	<u>74,700円</u>
7	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が1,500,000円未満である者であり、かつ、1の項から6の項までのいずれにも該当しないもの	100分の120	<u>81,500円</u>

	(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、8の項(2)、9の項(2)、10の項(2)、11の項(2)、12の項(2)、13の項(2)、 <u>14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)</u> に該当する者を除く。）		
8	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が2,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から7の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、9の項(2)、10の項(2)、11の項(2)、12の項(2)、13の項(2)、 <u>14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)</u> に該当する者を除く。）	100分の135	<u>92,700円</u>
9	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が3,500,000円未満である者であり、かつ、1の項から7の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、9の項(2)、10の項(2)、11の項(2)、12の項(2)、13の項(2)、 <u>14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)</u> に該当する者を除く。）	100分の150	<u>103,000円</u>

	(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、8の項(2)、9の項(2)、10の項(2)、11の項(2)、12の項(2)、13の項(2) <u>又は14の項(2)</u> に該当する者を除く。）		
8	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が2,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から7の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、9の項(2)、10の項(2)、11の項(2)、12の項(2)、13の項(2) <u>又は14の項(2)</u> に該当する者を除く。）	100分の135	<u>91,700円</u>
9	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が3,500,000円未満である者であり、かつ、1の項から7の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、9の項(2)、10の項(2)、11の項(2)、12の項(2)、13の項(2)、 <u>14の項(2)</u> に該当する者を除く。）	100分の150	<u>101,900円</u>

	<p>0,000円未満である者であり、かつ、1の項から8の項までのいずれにも該当しないもの</p> <p>(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、10の項(2)、11の項(2)、12の項(2)、13の項(2)、<u>14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)</u>に該当する者を除く。）</p>		
10	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 合計所得金額が5,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から9の項までのいずれにも該当しないもの</p> <p>(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、11の項(2)、12の項(2)、13の項(2)、<u>14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)</u>に該当する者を除く。）</p>	100分の170	<u>116,800</u> 円

	<p>0,000円未満である者であり、かつ、1の項から8の項までのいずれにも該当しないもの</p> <p>(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、10の項(2)、11の項(2)、12の項(2)、13の項(2)<u>又は14の項(2)</u>に該当する者を除く。）</p>		
10	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 合計所得金額が5,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から9の項までのいずれにも該当しないもの</p> <p>(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、11の項(2)、12の項(2)、13の項(2)<u>又は14の項(2)</u>に該当する者を除く。）</p>	100分の170	<u>115,500</u> 円



1 1	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が7,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から10の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、 <u>12の項(2)</u> 、 <u>13の項(2)</u> 、 <u>14の項(2)</u> 、 <u>15の項(2)</u> 又は <u>16の項(2)</u> に該当する者を除く。）	100分の200	<u>137,400</u> 円
1 2	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が10,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から11の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、 <u>13の項(2)</u> 、 <u>14の項(2)</u> 、 <u>15の項(2)</u> 又は <u>16の項(2)</u> に該当する者を除く。）	100分の230	<u>158,000</u> 円

1 1	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が7,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から10の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、 <u>12の項(2)</u> 、 <u>13の項(2)</u> 又は <u>14の項(2)</u> に該当する者を除く。）	100分の200	<u>135,900</u> 円
1 2	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が10,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から11の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、 <u>13の項(2)</u> 又は <u>14の項(2)</u> に該当する者を除く。）	100分の230	<u>156,300</u> 円

13	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が15,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から12の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。） <u>、14の項(2)、15の項(2)又は16の項(2)に該当する者を除く。</u> ）	100分の260	<u>178,600</u> 円
14	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が20,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から13の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。） <u>、15の項(2)又は16の項(2)に該当する者を除く。</u> ）	100分の300	<u>206,100</u> 円
<u>15</u>	次のいずれかに該当する者	100分	<u>240,400</u>

13	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が15,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から12の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。） <u>又は14の項(2)に該当する者を除く。</u> ）	100分の260	<u>176,700</u> 円
14	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が20,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から13の項までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。） <u>に該当する者を除く。</u> ）	100分の300	<u>203,900</u> 円

	<p>(1) <u>合計所得金額が25,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から14の項までのいずれにも該当しないもの</u></p> <p>(2) <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1)に係る部分を除く。）又は16の項(2)に該当する者を除く。）</u></p>	<u>の350</u>	円
<u>16</u>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) <u>合計所得金額が30,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から15の項までのいずれにも該当しないもの</u></p> <p>(2) <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p>	<u>100分の360</u>	<u>247,300</u> 円
<u>17</u>	1の項から16の項までのいずれにも該当しない者	<u>100分の380</u>	<u>261,000</u> 円

備考 (略)

<u>15</u>	1の項から14の項までのいずれにも該当しない者	<u>100分の350</u>	<u>237,900</u> 円

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条第1項、第18条第1項及び別表の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。